

○国土交通省令第三十五号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第七十一条、第七十六条、第七十七条第一項及び第二項並びに第二百五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年五月一日

国土交通大臣 金子 一義

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「もの」を「金銭又は有価証券」に改め、同条第二項から第六項までを次のように改める。

2 法第七十六条に規定する国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 修繕積立金等が金銭である場合 次のいずれかの方法

イ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を収納口座に預入し、毎月、その月分として徴収された修繕積立金等金銭から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法

ロ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金（金銭に限る。以下この条において同じ。）を保管口座に預入し、当該保管口座において預貯金として管理するとともに、マンションの区分所有者等から徴収された前項に規定する財産（金銭に限る。以下この条において同じ。）を収納口座に預入し、毎月、その月分として徴収された前項に規定する財産から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法

ハ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を収納・保管口座に預入し、当該収納・保管口座において預貯金として管理する方法

二 修繕積立金等有価証券である場合 金融機関又は証券会社に、当該有価証券（以下この号において

「受託有価証券」という。)の保管場所を自己の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該受託有価証券が受託契約を締結した管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理させる方法

3 マンション管理業者は、前項第一号イ又はロに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあつては、マンションの区分所有者等から徴収される一月分の修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産の合計額以上の額につき有効な保証契約を締結していなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産がマンションの区分所有者等からマンション管理業者が受託契約を締結した管理組合若しくはその管理者等（以下この条において「管理組合等」という。）を名義人とする収納口座に直接預入される場合又はマンション管理業者若しくはマンション管理業者から委託を受けた者がマンションの区分所有者等から修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産を徴収しない場合

二 マンション管理業者が、管理組合等を名義人とする収納口座に係る当該管理組合等の印鑑、預貯金の

引出用のカードその他これらに類するものを管理しない場合

4 マンション管理業者は、第二項第一号イからハまでに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあつては、保管口座又は収納・保管口座に係る管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを管理してはならない。ただし、管理組合に管理者等が置かれていない場合において、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り保管する場合は、この限りでない。

5 マンション管理業者は、毎月、管理事務の委託を受けた管理組合のその月（以下この項において「対象月」という。）における会計の収入及び支出の状況に関する書面を作成し、翌月末日までに、当該書面を当該管理組合の管理者等に交付しなければならない。この場合において、当該管理組合に管理者等が置かれていないときは、当該書面の交付に代えて、対象月の属する当該管理組合の事業年度の終了の日から二ヶ月を経過する日までの間、当該書面をその事務所ごとに備え置き、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の求めに応じ、当該マンション管理業者の業務時間内において、これを閲覧させなければならない。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 収納口座 マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産を預入し、一時的に預貯金として管理するための口座をいう。

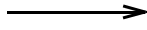
二 保管口座 マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金を預入し、又は修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産の残額（第二項第一号イ若しくはロに規定するものをいう。）を収納口座から移し換え、これらを預貯金として管理するための口座であつて、管理組合等を名義人とするものという。

三 収納・保管口座 マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を預入し、預貯金として管理するための口座であつて、管理組合等を名義人とするものをいう。


第八十八条中「作成し」の下に「、管理業務主任者をして」を加え、「交付し」を「交付して説明をさせ」に改める。

第八十九条第一項中「交付させ」を「交付して説明をさせ」に改める。

別記様式第二号表面を次のように改める。



(表 面)

|  |                 |
|--|-----------------|
| 第 号  | 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 写真   |                 |
| 所属局部課名   | 職 名             |
|  | 氏 名             |
|  | 年 月 日生          |
| 国土交通大臣  |                 |

8.5cm

6cm

別記様式第九号表面を次のように改める。



(表 面)

|  |                 |
|--|-----------------|
| 第 号  | 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 所属局部課名   |                 |
| 職 名  | 氏 名             |
| 年 月 日生   |                 |
| 写真   |                 |
| 上記の者は、マシンの管理の適正化の推進に関する法律第38条において準用する同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができることを証する。 |                 |
| 国土交通大臣   |                 |
| 印  |                 |


8.5cm

6cm

別記様式第十号の四表面を次のように改める。



(表 面)

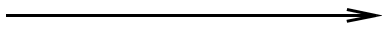
|  |                 |
|--|-----------------|
| 第 号  | 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 写真   |                 |
| 所属局部署名   | 職 名             |
|  | 氏 名             |
|  | 年 月 日生          |
| 国土交通大臣  |                 |

8.5cm

6cm


上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

別記様式第十六号表面を次のように改める。





(表 面)

|  |                 |
|--|-----------------|
| 第 号  | 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 写真   |                 |
| 所属局部署名   | 職 名             |
|  | 氏 名             |
|  | 年 月 日生          |
| 国土交通大臣  |                 |


8.5cm

6cm

別記様式第二十三号の四表面を次のように改める。



(表 面)

|  |                 |
|--|-----------------|
| 第 号  | 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 写真   |                 |
| 所属局部署名   |                 |
| 職 名  |                 |
| 氏 名  |                 |
| 年 月 日生   |                 |
| 国土交通大臣  |                 |

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第61条の2において準用する同法第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

8.5cm

6cm

別記様式第二十六号中

|           |       |
|-----------|-------|
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
|-----------|-------|

|   |               |          |          |               |
|---|---------------|----------|----------|---------------|
| を | 登 録 の 有 効 期 間 | 年 月 日 から | 年 月 日 まで | に 効 力 を 有 する。 |
|---|---------------|----------|----------|---------------|

別記様式第二十八号表面を次のように改める。

(表 面)

|   |                 |
|---|-----------------|
| 第 号   | 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 所属局部署名  |                 |
| 職 名   | 氏 名             |
| 年 月 日生  |                 |
| 写真  |                 |
| 上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第86条第1項の規定により立<br>入検査をすることができる者であることを証する。 |                 |
| 国土交通大臣 (印)  |                 |
| [ 地 方 整 備 局 局 長 ]<br>[ 北 海 道 開 発 局 ]                                |                 |

8.5cm

6cm

別記様式第三十号表面を次のように改める。



(表 面)

|   |                 |
|---|-----------------|
| 第 号   | 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 所属局部署名  |                 |
| 職 名   | 氏 名             |
| 年 月 日生  |                 |
| 写真  |                 |
| 上記の者は、ペソシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第94条において準用する同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができるときであることを証する。 |                 |
| 国土交通大臣 (印)  |                 |

8.5cm

6cm

別記様式第三十二号表面を次のように改める。



(表 面)

|                     |
|---------------------|
| 第 号 年 月 日 (有効期間1カ年) |
| 所属局部課名              |
| 職 名                 |
| 氏 名                 |
| 年 月 日生              |
| 写真                  |
| 国土交通大臣              |
| ①                   |

8.5cm

6cm

附 則

上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第102条において準用する同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができる者を証する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。ただし、別記様式第二号表面、別記様式第九号表面、別記様式第十号の四表面、別記様式第十六号表面、別記様式第二十三号の四表面、別記様式第二十六号、別記様式第二十八号表面、別記様式第三十号表面及び別記様式第三十二号表面の改正規定は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

第二条 管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約でこの省令の施行前に締結されたものに基づき行う管理事務については、この省令による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第八十七条の規定にかかわらず、その契約期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されているこの省令による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第二号、別記様式第九号、別記様式第十号の四、別記様式第十六号、別記様式第二十三号の四、別記様式第二十八号、別記様式第三十号及び別記様式第三十二号による証明書は、それぞれ新規則別記様式第二号、別記様式第九号、別記様式第十号の四、別記様式第十六号、別記様式第二十三号の四、別記様式第二十八号、別記様式第三十号及び別記様式第三十二号による証明書とみなす。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にマンション管理業者が掲げている旧規則別記様

式第二十六号による標識は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、新規別記様式第二十六号による標識とみなす。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号)の項の次に次のように加える。

|  |          |
|--|----------|
| マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号) | 第八十七条第五項 |
|--|----------|

別表第二密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)の項の次に次のように加える。

|   |                 |
|---|-----------------|
| <p>マンシヨンの管理の適正化の推進に<br/>関する法律施行規則</p>                                 | <p>第八十七条第五項</p> |
| <p>別表第三鉄道事業法施行規則の項の次に次のように加える。<br/>マンシヨンの管理の適正化の推進に<br/>関する法律施行規則</p> | <p>第八十七条第五項</p> |
| <p>別表第四鉄道事業法施行規則の項の次に次のように加える。<br/>マンシヨンの管理の適正化の推進に<br/>関する法律施行規則</p> | <p>第八十七条第五項</p> |